

沿岸広域振興局長告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和3年10月15日

沿岸広域振興局長 森 達也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 碁石海岸線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市末崎町字小中井73番15地先から73番1地先まで	新	m 14.4~9.0	m 91.0
	旧	16.3~9.0	91.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - (2) 期間 令和3年10月15日から同年11月15日まで